

甲府市クリーニング業法施行細則（平成31年規則第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○甲府市クリーニング業法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月29日 規則第9号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（洗濯物の消毒等）</p> <p>第2条 法第3条第3項第5号本文に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）<u>亜塩素酸水消毒（遊離塩素濃度が1リットルにつき25ミリグラム以上の水溶液中に摂氏20度以上で10分間以上浸すもの又は遊離塩素濃度が1リットルにつき50ミリグラム以上の水溶液中に摂氏10度以上で10分間以上浸すものをいう。）</u></p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>○甲府市クリーニング業法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月29日 規則第9号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（洗濯物の消毒等）</p> <p>第2条 法第3条第3項第5号本文に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p> <p>_____</p>

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

別添様式参照

第2号様式（第3条関係）

別添様式参照

第3号様式（第4条関係）～第4号様式（第5条関係）（略）

第5号様式の2（第5条の2関係）

別添様式参照

第6号様式（第6条関係）

別添様式参照

第7号様式（第7条関係）

別添様式参照

第8号様式（第8条関係）

第1号様式（第3条関係）

別添様式参照

第2号様式（第3条関係）

別添様式参照

第3号様式（第4条関係）～第4号様式（第5条関係）（略）

第5号様式の2（第5条の2関係）

別添様式参照

第6号様式（第6条関係）

別添様式参照

第7号様式（第7条関係）

別添様式参照

第8号様式（第8条関係）

別添様式参照

第9号様式（第9条関係）（略）

別添様式参照

第9号様式（第9条関係）（略）